

生徒会会則

第1章 総則

第1条 本会は北海道余市紅志高等学校生徒会と称する。

第2条 本会は本校に在学する生徒全員をもって会員とする。

第3条 本校の役員並びに、会員はこの会則を遵守する義務を負う。

第4条 本会は会員相互の人格を尊重し、健全な自主活動によって、明るい高校生活であるように努めることを目的とする。

第2章 組織及び機関

第5条 本会ホームルーム（以下 HR と略称）をもって組織の基本単位とする。

第6条 本会は下記機関を置く。

- (1) 生徒総会 (2) 協議会 (3) 執行部 (4) HR (5) 文化委員会
- (6) 体育委員会 (7) 生活保健委員会 (8) 図書委員会 (9) 進路委員会
- (10) 農業委員会 (11) 監査委員会 (12) 選挙管理委員会 (13) 部活動委員会
- (14) 外局 (15) 農業クラブ

第1節 活動

第7条 本会の活動は生徒総会・協議会の議決を経て校長の承認を経て行う。

第2節 役員

第8条 本会は次の役員を置く。

- (1) 会長1名 (2) 副会長2名 (3) 書記2名 (4) 会計2名 (5) 農業クラブ長1名
- (6) 生活保健委員長1名 (7) 文化委員長1名 (8) 体育委員長1名 (9) 図書委員長1名
- (10) 進路委員長1名 (11) 監査委員長1名 (12) 選挙管理委員長1名 (13) 部活動委員長1名

第9条 会長1名、副会長2名、書記2名、会計2名、農業クラブ長1名の8名は立候補制で、全会員より選出される。ただし、農業クラブ長は農業系科目選択者とする。

本会役員はすべて校長の承認を得、認証状を受ける。

会長、副会長、書記、会計、農業クラブ長は本執行部を構成し、本会運営の総務にあたる。(以下執行部と称す)

第3節 執行部

第10条 会長は本会を代表しその執行の全責任者である。

第11条 副会長は会長を補佐し、会長に支障がある時はこれを代行する。

第12条 書記は本会の会務の書類・記録を整理、保管する。

第13条 会計は本会の経理事務を処理する。

第 14 条 農業クラブ長は農業クラブの会務の責任者である。

第 15 条 会長、副会長、農業クラブ長は他の機関の役員・委員のいずれも兼ねることはできない。ただし、部活動委員会の委員・役員を除く。

第 4 節 生徒総会

第 16 条 生徒総会は本会の最高議決機関であり、全会員をもって構成する。

第 17 条 生徒総会は年度始めに開催する。

第 18 条 生徒総会は次の場合臨時に開催することができる。

- (1) 会長が必要と認めた場合
- (2) 協議会が必要と認めた場合
- (3) 全会員の 3 分の 1 以上の要求があった場合

第 19 条 生徒総会は会長が招集し、その議題並びに期日は開催の 5 日以前に公示することを原則とする。

第 20 条 生徒総会の議長は議長団が行う。但し議長団は 2 名選出される。

第 21 条 生徒総会は全会員の 3 分の 2 以上の出席で成立し、その議決は出席者の過半数の賛成を必要とする。但し、賛成同数の場合は議長がこれを決定する。

第 22 条 生徒会は下記の事項を審議し、議決する。

- (1) 予算および決算の承認
- (2) 会則の改正
- (3) 部・同好会設立および休・廃部
- (4) その他第 18 条により重要と認められた事項

第 5 節 協議会

第 23 条 協議会は生徒会に次ぐ審議議決機関であり、各 H R により選出された H R 会長、H R 副会長（協議委員）によって構成される。

第 24 条 協議会は協議委員の互選により次の役員を置く。

議長 1 名、副議長 2 名、書記 2 名（以上を協議会議団と称する）

第 25 条 協議委員が議長団に 2 人とも選出された H R は次の協議会までに欠員を補充する。

第 26 条 協議会は定数協議委員全員の 5 分の 4 以上の出席で成立し、議事はその過半数の賛成により決定される。賛否同数の場合は議長がこれを決定する。

第 27 条 協議委員が欠席するときは必ず H R で認められた代理人を出席させなければならない。

第 28 条 協議会は次の事項を審議し、議決する。

- (1) 全会員の自治に関すること
- (2) 細則の制定、改廃並びに会則の改正案
- (3) 予算および決算に関すること

(4) 監査委員会により提出された事項

(5) 部・同好会の設置および廃止案

(6) その他会長が必要と認めた事項

第 29 条 協議会は原則として月 1 回定例に開催される。但し次の場合に限りこれを開催することができる。協議会の召集はすべて会長が行う。

(1) 会長が必要と認めた場合

(2) 協議委員会の 4 分の 1 以上の要求があった場合

(3) 協議会議長が必要と認めた場合

(4) 全会員の 5 分の 1 以上の要求があった場合

第 30 条 協議委員は協議会に HR の意向を反映させ、決定事項および審議経過を HR で報告する義務を有する。

第 31 条 執行部は必ず協議会に参加しなければならない。但し意見、質問、動議を出すことはできるが議決権は持たない。

第 32 条 協議会はすべて公開とする。但し、傍聴人は議長に傍聴する旨を開会前に申し出なければならない。

第 33 条 協議会の議決は協議委員単位で行う。但し協議会の意向が多数のクラス意向に反する場合は必ず HR での再審議を要する。

第 34 条 協議会に会員が答弁、または説明のため出席を要求された場合は出席しなければならない。

第 35 条 執行部は協議会決定事項に対し、再審議を要求できる。

第 36 条 傍聴人の協議会開催中の出入りは理由なきときはこれを認めない。

第 37 条 傍聴人は議長、または協議委員の 2 / 3 以上の要求がある場合は退場しなければならない。

第 6 節 HR

第 38 条 HR はクラス毎に HR 役員をもって構成する。

第 39 条 HR は執行部、協議会等の提示又は要請事項を審議し、本会の決定事項を遵守する。

第 40 条 HR 独自の決定事項は必要に応じ、その HR の名のもとに協議会に審議を要求できる。

第 41 条 HR はその内部活動において、生徒会活動に支障のない限りの自治が認められている。

第 42 条 HR には次の役員を置く。

(1) 協議委員 2 ～ 3 名 (会長 1 名・副会長 1 ～ 2 名) (2) 会計 1 ～ 2 名

(3) 書記 1 ～ 2 名 (4) 文化委員 2 名 (5) 体育委員 2 名 (6) 生活保健委員 2 名 (7) 図書委員 2 名 (8) 進路委員 2 名 (9) 農業委員 1 名 (10) 監査委員 1 名 (11) 選挙管理委員 1 名

副会長・会計・書記・監査委員・選挙管理委員は他の役員を兼任できる。

第7節 各委員会

第43条 各委員会は委員長が必要と認めた場合に招集し、会務の執行にあたっては執行部と密接な連絡をとらなければならない。

第8節 文化委員会

第44条 文化委員会は各HRから選出された文化委員2名で構成され、文化的行事を通じて文化意識の高揚を図る。また、生徒会機関誌の発行業務にあたる。委員の互選により次の役員を置く。

委員長1名、副委員長1名、書記1名

第9節 体育委員会

第45条 体育委員会は各HRから選出された体育委員2名で構成され、体育的行事を通じて体力の向上を図り、健全な精神の育成にあたる。委員の互選により次の役員を置く。

委員長1名、副委員長1名、書記1名

第10節 生活保健委員会

第46条 生活保健委員会は各HRから選出された生活保健委員2名で構成され、校内外の風紀・美化活動、保健活動の促進にあたる。委員の互選により次の役員を置く。

委員長1名、副委員長1名、書記1名

第11節 図書委員会

第47条 図書委員会は各HRから選出された図書委員2名で構成され、図書活動全般に関する業務にあたる。また、図書館との関係を密接にして図書館利用の促進にあたる。委員の互選により次の役員を置く。

委員長1名、副委員長1名、書記1名

第12節 進路委員会

第48条 進路委員会は各HRから選出された1～2名を委員として構成され、様々な進路活動の情報収集および円滑な進路活動の推進業務を行う。委員の互選により次の役員を置く。

委員長1名、副委員長1名、書記1名

第13節 農業委員会

第 49 条 農業委員会は各 HR から選出された農業委員 1 名と執行部の農業クラブ長で構成され、農業クラブ事業全般に関する業務にあたり、農業クラブと HR を連結する役割を担う。ただし、2、3 年次 HR からは農業系科目選択者を選出する。委員の互選により次の役員を置く。
副委員長 1 名、書記 1 名

第 14 節 監査委員会

第 50 条 監査委員会は各 HR から選出された監査委員 1 名を委員として構成し、委員の互選により次の役員を置く。
委員長 1 名、副委員長 1 名、書記 1 名

第 51 条 監査委員会は本会各機関の収入、支出、決算および備品、その他活動状況を監査する。

第 52 条 監査委員会は本会各機関の監査を年度末に行わなければならない。その他、監査委員会で必要と認めた場合、並びに会長および協議会の要請がある場合も随時に行うこととする。

第 53 条 監査委員会は本会各機関に対し、必要上の報告を求め、また勧告することができる。

第 54 条 本会各機関で備品に廃棄の必要が生じた場合は、その物品を監査委員会に備える廃品届に添えて提示し、監査委員会の承認を得てから廃品処分する。また、盗難並びに紛失した場合もその届を監査委員に提出し、承認を得なければならない。監査委員会が廃棄を承認した場合、監査委員会は執行部の会計にその旨の通知を行う。

第 55 条 監査委員会は役員、委員を兼ねることができる。

第 15 節 選挙管理委員会

第 56 条 選挙管理委員会は各 HR から選出された選挙管理委員 1 名を委員として構成し、委員の互選により次の役員を置く。
委員長 1 名、副委員長 1 名、書記 1 名

第 57 条 選挙管理委員会は生徒会役員の選挙を管理運営する機関として選挙に関する業務を行う。

第 58 条 選挙管理規定は別に定める。

第 16 節 部活動委員会

第 59 条 部活動委員会は各部の部長および各同好会の代表 1 名で構成し、部活動の推進の業務にあたる。委員の互選により次の役員を置く。
委員長 1 名、副委員長 1 名、書記 1 名

第 60 条 会員はいずれの部にも所属することができる。但し 1 人 1 部制とする。

第 61 条 同好会は同好者が同好会として活動したいときに結成される。ただし 1 人につき 1 つの同好会所属とする。

第 62 条 部と同好会とを兼ねることはできない。

第 63 条 部規程および同好会規程は別に定める。

第 17 節 外局

第 64 条 本会は次の外局を置く。

放送局、ボランティア局、学校 P R 局

ただし、外局規程は別に定める。

第 3 章 任期・解任

第 65 条 各役員・委員の任期は次のとおりとする。

(1) 本会役員（執行部）・部活動委員の任期は 10 月から翌年 9 月までとする。

(2) 監査委員・選挙管理委員の任期は 4 月から翌年 3 月までとする。

(3) 上記 2 項以外の各委員は前期（4 月から 9 月）、後期（10 月から翌年 3 月）の 2 期とする。

第 66 条 本会役員および各機関の役員に欠員が生じた時は直ちに補充する。その際後任者の任期は前任者の残任任期とする。転校・退学なども適用される。

第 67 条 本会役員に対して不信任案が提出された時は全会員の 3 分の 2 が賛成しなければ解任できない。

第 68 条 本会役員に対する不信任案は全会員の 10 分の 1 以上の署名を持って発効し、選挙管理委員会がその提出を受ける。

第 69 条 選挙管理委員会は不信任案を協議会、生徒総会に提出し、可決された際は校長の名のもとに解任される。

第 70 条 各機関の役員に対して不信任案が提出された時は選挙母体会員の 3 分の 2 が賛成しなければ解任できない。

第 4 章 顧問

第 71 条 本会およびすべての機関に顧問を置き指導助言を受ける。また顧問は本校教職員でなければならない。

第 5 章 会計

第 72 条 本会の経費は全会員の会費および特別収入をもってあてる。

第 73 条 本会の入会金は 1,000 円（1 回のみ）、会費は年額 14,400 円、大会出場基金は年額 7,200 円とし、納入は 4 月から 9 月までの 6 回分割納入とする。

第 74 条 本会の会計年度は 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

第 75 条 会計報告は毎任期行われる。また生徒会総会、協議会、監査委員会の要求があるときはその内容を公開しなければならない。

第 6 章 改廃

第 76 条 本会則は生徒会総会において、出席者の 3 分の 2 以上の賛成により改正することができる。

第 77 条 本会に必要な細則、規程は別に定めることができる。

第 78 条 次の生徒会に関する各種規程を守ること。

- (1) 生徒会選挙管理規程
- (2) 部規程
- (3) 同好会規程
- (4) 外局規程
- (5) 大会出場規程
- (6) 大会出場費規程
- (7) 大会出場基金規程
- (8) 合宿規程

- 附則
- 1 本会則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
 - 2 平成 25 年 5 月 2 日一部改正する。
 - 3 平成 26 年 4 月 1 日一部改正・施行する。
 - 4 平成 28 年 4 月 1 日一部改正・施行する。
 - 5 令和元年 8 月 23 日一部改正する。
 - 6 令和 4 年 8 月 26 日一部改正する。
 - 7 令和 5 年 2 月 20 日一部改正する。